

【新旧対照表】

改正後	改正前
○四万十町固定資産税の課税免除に関する条例 (課税免除の要件) 第2条 略 (1) 法第2条第2項の規定による過疎地域の公示の日から<u>平成27年3月31日</u>までに設備を新設し、又は増設し、これを製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業の用に供した者	○四万十町固定資産税の課税免除に関する条例 (課税免除の要件) 第2条 略 (1) 法第2条第2項の規定による過疎地域の公示の日から<u>平成29年3月31日</u>までに設備を新設し、又は増設し、これを製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業の用に供した者